

## ■これまで

既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用して小水力発電(従属発電)を行うには、農業用水等とは別に、水利使用の許可が必要



## ■制度改正

従属発電について、河川の流量等に新たな影響を与えるものではないため、新たに登録制を導入  
(河川法改正 平成25年12月11日施行)



## ■効果

水利使用手続の簡素化・円滑化が図られるとともに、水利権取得までの期間が大幅に短縮  
(標準処理期間 許可(現行):5ヶ月 → 登録:1ヶ月 ※河川区域内に設置する場合は3ヶ月)

### (登録制の内容)

- 審査要件・審査内容の明確化・簡素化  
(一定の要件を満たせばすべて登録)
- 関係行政機関との協議や関係利水者の同意が不要

農業用水路を利用した従属発電の例



七ヶ用水発電所(手取川水系手取川)  
(有効落差5.45m、最大出力640kW)

